

中村欣一郎市長の

山椒は小粒でも...

Vol.5
地元になくてもはならない、
県議会議員！



三重県議会議員は今、鳥羽市に一人、志摩市に二人います。

しかしながら次回平成31年の選挙では「鳥羽志摩選挙区」として一つの選挙区となり、定数は一つ減って両市で二人となります。

二年前にいったん決めたことではあるものの、果たしてこのままでいいのか？

あまりに性急ではなかったか？極端に一部の地域に偏りがなかったか？など、再検証をしています。

特に「偏り」という面では、51人の定数を一気に6人減らすのですが、減らす6人は多気郡以下すべて県南部地域である、というのが大きな争点となっています。

県南部は人口減少も顕著で、県北中勢部と比べた一票の格差は拡大するばかりなので、これを是正するためというのが6人減の大義となっています。

県議会における定数は国政とは違い、「地域事情に依って当該議会で決めることが出来る」のですが、議論が伯仲して再検証が混迷を深めています。

そこでアンケートにより県民の声を聞くことになりました。

主なポイントは3つあります。

- 総定数はどうか？
- 鳥羽志摩の合区はどうか？
- 県南部に偏り過ぎてないか？

この議論は、私も県議会議員のころから深く関わってきた地域の将来を左右する大事な問題です。

一票の格差の解消を図るのも大事なことであるものの、鳥羽市と志摩市には三重県の6つの有人離島があり、海岸線が長

いのも特徴です。人口減少対策を筆頭に、農林水産業の振興、獣害対策など県の南北格差の解消、南海トラフ地震への対応などを考えた時、ここで定数を減らされると、地元の声が県政に反映されにくくなるのは自明の理です。

参加方法は、記名式で、郵便、ファクス、メールで受け付けています。

用紙は、残念ながら県施設にしか置いていないので、鳥羽市役所の市民課に置くことにしました。

多くの方にご参加いただき鳥羽市民としての意思を伝えていただければと思います。締め切りは10月20日（必着）です。



51人から45人へ
県南部で6人減



Vol.163

市民課人権・生活係 ☎ 1126

「部落差別解消推進法」

平成28年12月、国会において「部落差別の解消に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）が施行されました。

「部落差別」…と聞くと、「まだそんなこといつてるの？」「そんな差別、もうないでしょう？」「わざわざ取り上げるから差別がなくならんじゃないの？」と、そんな風を感じる人は少なくないかもしれません。

しかし、この法律が施行されるにあたり国会の審議では、議員や参考人から、部落差別の事例が多数報告されました。

平成25年度に行った「人権に関する鳥羽市民意識調査」の結果においても部落差別に対する考え方について聞いた設問においては、まだまだ消極的な意見も多く見られ、部落差別解消推進法が目指す

「現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消すること」とは、大きな隔たりを感じる結果となりました。

これらのことから、1971年の、いわゆる「賤民廃止令」から150年近く経過した現在も、制度としてはなくなったはずの差別が、近代的な形態に姿を変えながら存在していることがうかがえます。

日本国憲法では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。部落差別解消推進法では、これらの規定にもかかわらず現存している部落差別を解消するために施行された法律です。さまざま意見はありますが、まずは正しく理解し、事実を知り、そこから初めてどう考えるか…なのではないでしょうか。

